

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、平成28年10月17日付けでした重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））第2・3・(3)（条例別表一該当者）・アに該当すると考えられるが、本件診断書の3の所見欄の記載内容は、センターでの面談の様子と請求人の母親からの限られた聞き取り事項のみに限られており、上記要件アに該当するかどうかの検討が十分になされたとは言い難い。特に排泄に関する事項は、介護の中で最も負担のかかる作業であり、請求人は、最重度の知的障害と身体障害の重複のため日常生活に必要な行動は、自分一人ではほとんど何もできず介護者の介護が常に必要な状態である。

本件審査請求の添付書類として提出した平成28年11月12日付けの医療法人社団〇〇の〇〇医師が作成した診断書（以下「本件クリニック診断書」という。）によれば、請求人は「高度の知的障害（中略）を認め、日常生活および社会生活を行うにあたって常に介護・見守りが必要な状態である。」と記載されており、請求人の主張を裏付けるものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月12日	諮問
平成29年 5月22日	審議（第9回第1部会）
平成29年 6月19日	審議（第10回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当

性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（規則 7 条 1 項及び 2 項）、処分庁は、申請及び当該報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則 8 条 1 項及び 2 項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

- (2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた本件要領によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいい、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された者をいうとされている（本件要領第 2・3・(1)）。

そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう」ものとされている（本件要領第 2・3・(2)）。

条例別表（別紙 1）一の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」であるところ、本件要領第 2・3・(3)によれば、これは「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が

重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

- (3) そして、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適用行動面で著しい障害」とは、具体的には、（ア）問題行動（激しい自傷、他害、器物損壊など、著しい不潔行為（便こね、放尿等）、異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、日常生活に支障をきたす程のこだわり、睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、（イ）精神症状（躁鬱の波が激しい、分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、（ウ）難治性のてんかん、をいうとされている。
- (4) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件について、以下検討する。

(1) 条例別表一の該当性について

請求人は、本件審査請求において、請求人の障害の程度は条例別表一（本件要領第2・3・(3)・ア）に該当する旨主張（第3）しているので、同別表一に該当するか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙2・1）とされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」（別紙2・2）との診断がなされている。

そこで、まず、請求人の知的障害及び精神症状についてみる

と、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」欄（別紙２・４）には、最重度知的発達症と記載されていることから、請求人は「知的障害が非常に重い」（本件要領第２・３・(3)・ア）と認められる。

しかし、上記所見欄（別紙２・４）には「食事は補助具を用いて食事動作が一部可能な状態」と記載され、また「排泄はオムツが必要ではあるが、トイレでの時間排泄が可」と記載されているのは、請求人がトイレでの時間排泄を練習中であることを母親から確認した上でのことと認められることからすると、請求人が「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」と認めることはできない（本件要領第２・３・(3)・ア）。

また、上記所見欄（別紙２・４）には、「基本的には穏やかな性格であり、著しい自傷や他害行為は認めない。」、「器物損壊やこだわり行為はない。」、「通所先での問題行動も認めていない。」、「けいれん発作なし。」、「週のうち半分程度、興奮が見られ大声を出すこともあるが常時ではない」、「夜間も睡眠が浅い様子はあるが、起きて騒ぐことはなく複雑な配慮を要する状態ではない。」、「無呼吸についても現在は呼吸器や酸素投与を常時必要とするものではない」等と記載されていることからすると、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っているとまでは認められない（本件要領第２・３・(3)・イ）。

そうすると、請求人は、本件要領第２・３・(3)ア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第２・３・(2)）を必要とするような程度に至っている

とまで認めることは困難である。

したがって、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表一）とは認められないとする〇〇医師の診断（別紙２）に、格別不合理な点は認められない。

(2) 条例別表二の（６）の該当性について

審査請求書及び反論書においては主張されてはいないものの、請求人は、請求人の障害の程度が条例別表二の（６）に該当するとして、本件申請書を処分庁に対して提出しているので、念のため請求人の障害の程度が同別表二の（６）に該当するか否かについても検討する。

条例別表二の対象者は、「重度の知的障害者であって、次のアからクまでに掲げる身体障害のいずれかに該当する者」で、このうち同別表二の（６）に該当する「身体障害」とは、「カ 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」とされている（本件要領第２・３・(4)）。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙２・１）とされているものの、身体症状については、「立位・座位保持は安定。」（別紙２・４）と記載されていることから、請求人の障害の程度は、条例別表二の（６）に該当するものとは認められない。

したがって、請求人について「座位困難とは認められない」（別紙２・３）とする〇〇医師の診断（別紙２）に、格別不合理な点は認められない。

(3) 以上から、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第３）のとおり、請求人が条例別表一に該当

することは、本件クリニック診断書からも裏付けられる旨主張する。

しかし、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、あくまでも本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされることとなっており（第6・1(1)）、本件クリニック診断書の記載内容に基づいてなされるものではない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2（略）